

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

群馬県佐波郡玉村町

## 2 構造改革特別区域の名称

玉村町国際教育特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

玉村町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

玉村町は、高崎市・前橋市・伊勢崎市・藤岡市に囲まれ、周辺4市で約100万人の人口を抱える地域（群馬県では「県央」と称している。）の中心に位置している。通勤・通学に至便の地で活力ある町であるが、増え続けてきた人口も平成17年から減少傾向に転じてきており、第5次玉村町総合計画（H23～H32）においても、働く世代の定住促進を最重要課題に掲げている。また、総合計画では、「県央の未来を紡ぐ玉村町」をキャッチフレーズとしてまちづくりに取り組んでいるところであり、県央地域の英語教育ニーズへの対応も本町エリアで担っていくというものである。

本町における義務教育課程の英語活動については、中学校において、平成3年より外国語指導助手（ALT）を採用している。小学校においても、平成14年から採用し、「総合的な学習の時間」を活用して英語に親しむ活動の取り組みを始めた。また、中学校では、アメリカ合衆国ワシントン州エレンズバーグ市民との交流を平成6年から開始し、中学生海外派遣事業（毎年20名を派遣）を実施するとともに、受け入れボランティアを定期的に招致

し、交流を深めている。

また、地元にある群馬県立女子大学とは、平成23年1月に「玉村町と群馬県立女子大学の連携協力に関する包括協定」を締結し、連携を深めている。特に国際コミュニケーション学部も平成13年4月に設立され、公立中学校の放課後学習支援など英語教育に関する連携も図っている。

これらの事業を通じて、子どもたちや保護者の間に英語教育の必要性と充実を求める声が高まりつつある。これまで町が取り組んできた英語教育や国際交流事業などの更なる充実・発展を図るためにも、幼稚園や小学校など、早い段階から英語力や国際的なコミュニケーション能力を身に付けられる教育環境の整備が必要となってきた。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

今日、国際化が益々進展する中で、国際社会に生きているという自覚と広い視野を持ち、国を超えて相互に理解し合うことが一層重要となり、英語教育の必要性が高まっている。本町としても、英語教育を充実すべく、中学校2校にそれぞれ1人と小学校5校に2人のALTを配置しているところであり、平成23年度からは、小学校5・6学年において学習指導要領に基づく外国語活動にも取り組んでいる。また、中学生海外派遣事業や群馬県立女子大学の国際コミュニケーション学部との連携をとおして、英語教育の充実を図っているところである。

また、国際教育に対するニーズは多様化し、将来英語を駆使して世界を舞台に活躍できる人材を育成する実践的な英語力習得や国際的なコミュニケーション能力を身に付けるカリキュラムの構築など、より高いレベルの教育を望む児童・保護者も増えている。こうしたニーズに対応するため、民間事業者の意欲とノウハウを活用して、英語イマージョン教育を行う小学校を株式会社が設置し、特定事業を実施しようとするものである。

本計画の実施により、本町がこれまで取り組んできた英語教育関連事業や海外交流事業などの更なる発展と子どもたちの進路における選択肢の多様化が期待される。

※ 英語イマージョン教育とは、通常の教科の授業を英語で教えることにより、学習者に自然に英語を習得させるプログラムであり、英語を教授の対象としてではなく、教科内容を指導する手段として使うものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本計画の目標は、英語教育ニーズが高まる中、新たな教育事業として英語イマージョン教育を行う小学校を設置し、地域の要請に応えるとともに、町全体の英語教育の充実・振興及び地域の活性化を図ることである。

具体的には、英語によるコミュニケーション能力の伸長、国際社会の理解促進及び国際人を育成するため、本計画では、民間企業の意欲とノウハウを活用して、「学校設置会社による学校設置事業（８１６）」による小学校を設置し、「国語」を除く教科等について、英語イマージョン教育による指導を行うものである。

また、具体的な教育目標としては、①「国際社会で活躍できる力を持つ子どもたちの育成」、②「英語を学びその背後にある生活・文化・国の違いを学んでいく国際理解と平和に役立つ子どもの育成」、③「国際化の中で、日本人としての歴史・文化・特性を身に付ける子どもの育成」に取り組むものである。英語能力の具体的な習得能力については、小学校卒業時に英検２級合格レベルの英語力を身につけることを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本設置校で学んだ児童が、豊かなコミュニケーション能力を身に付け、国際社会で共生していくための資質・能力・態度が育成され、グローバルな視点から地域経済を担いうる人材が多く輩出され、本町のみならず日本の経済と社会の発展に貢献することが多いに期待される。

また、群馬県立女子大学の国際コミュニケーション学部、本設置校、本町の公立学校との連携・協力・交流により、町全体の英語教育の充実と振興が図れるとともに、児童、家族、教職員等の転入や交流人口の増も期待され、地域の活性化にもつながるものと考えている。

## 8 特定事業の名称

学校設置会社による学校設置事業（８１６）

別紙（特定事業番号：816）

## 1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社群馬フェリーチェ学園によって設置される小学校

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

株式会社群馬フェリーチェ学園

### (2) 事業が行われる区域

玉村町の全域

### (3) 事業の実施期間

平成27年4月から

### (4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

特区計画認定後、直ちに学校設置認可に向けた作業を開始する。平成2

7年4月の開設に向け、学校設置認可のための手続きを進めると同時に、教職員の採用、校地校舎の整備、児童の募集等を行う。指導にあたる外国人教員等については、本設置校の教育方法等を熟知するための研修の機会を設け、開校後の授業が効果的に行えるような体制を整える。

教育カリキュラムは、文部科学省の学習指導要領に準拠しつつ、小学校では扱っていない英語科を全学年において設置し、授業時数も各学年とも十分に確保するとともに、「国語」を除く教科等について、外国人教師による「英語イメージ教育」を実施する。

(具体的なカリキュラムは、別紙「教育課程表」のとおり。)

学校施設については、敷地内に校舎棟の増築及び運動場を拡張し整備するものとし、それぞれ小学校設置基準等の法令等に則ったものとする。体育館については、当面は町体育館を使用するものとする。

なお、株式会社群馬フェリーチェ学園によって設置される小学校については、将来的に学校法人立への移行を目指している。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 当該地域に存在する教育上の特別のニーズについて

国際化が益々進展する中、将来英語を駆使して世界を舞台に活躍できる人材を育成する実践的な英語力習得や国際的なコミュニケーション能力を身に付けるカリキュラムの構築など、より高いレベルの教育を望む児童・保護者も増えており、幼稚園や小学校など早い段階から英語力や国際的なコミュニケーション能力を身に付けられる教育環境が求められている。

### (2) 当該株式会社の設置する学校が当該ニーズに対応する教育を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含めた具体的な内容

株式会社群馬フェリーチェ学園は、平成16年から幼稚部を開設し、現在は認定子ども園として110人が在園している。さらに、小学部については、平成21年から学校外の教育施設として開設し、現在、1学年から6学年まで、43人が在籍している。この間の教育活動を通じて、各年代おける英語イメージ教育による指導のノウハウは蓄積されて

いる。

このノウハウを発展・応用させ具体化したものが小学校設置という本計画となっており、株式会社が運営することにより、民間企業の意欲とノウハウを活用して、創意工夫された教育サービスの提供が期待される。また、幼稚部の保護者からの小学校設置の要望も強く、設置後も継続的に一定の入学者が見込めるものである。

### (3) 評価の方法及び審議会等合議制機関の構成について

特区計画が認定された後、「地方自治法の規定による附属機関」として本町が設置する玉村町国際教育特区学校審議会（以下「審議会」という。）により、毎年1回（年度終了後）学校評価を行うものとする。具体的には、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、学校教育法、小学校設置基準、学習指導要領等に照らして、学校経営面及び教育内容面等について適切に評価できるよう、必要な評価項目を町が設定し評価を行うものとする。また、学校評価の一環として、中小企業診断士等による経営診断を計画しており、診断結果について審議会が評価する。それに基づき、本町教育委員会により必要な指導・助言を行うものとする。なお、実施した評価の内容は、町ホームページなどにより広く公表する。

また、審議会は、「学校の設置認可に関すること」、「学校評価に関すること」、「学校経営が悪化した際の調査審議に関すること」等の事項を所掌し、審議及び答申又は意見具申等を行うものとする。委員構成は、「学校の関係者」、「学識経験のある者」、「企業経営に関し知識経験のある者」、「企業経営者」等の関係者を予定している。

なお、学校管理、教育指導の知見を有する職員の配置については、当町教育委員会では、管理主事1人・指導主事2人が配置されており、主に管内の2幼稚園、5小学校、2中学校の指導に当たっており、この体制を活用して当該学校に対し本町教育委員会が指導に当たるものとする。

### (4) セーフティネットの整備に向けた取組

学校の経営に著しい支障を生じた、又は生ずるおそれがある場合に講ずべきセーフティネットについては、在学者の適切な修学を維持することができるよう、認定地方公共団体として本町が次のとおり構築する。

① 学校経営に著しい支障を生ずるおそれがあると予見された場合には、

当町職員及び中小企業診断士により、現在の経営状況等のヒアリングを行い、審議会に諮るものとする。その結果、経営改善に向けた助言を行い、状況によっては、変更命令など学校経営の正常化に向けた指導等を行う。

- ② 万が一経営破綻し、又は経営状況の著しい悪化により正常な学校経営が維持できなくなった場合は、本町及び本町教育委員会の連携により、次のような措置を講じる。
- a 一元的に情報収集を行うとともに、審議会による実態調査を行い、保護者等の関係者、国・県等の関係機関等へ適切な情報提供を行う。
  - b 在籍児童や保護者の相談窓口を設置する。
  - c 本町在住の在籍児童については、児童の居住する学区の小学校で受け入れるよう調整を行う。
  - d 町外在住の在籍児童については、児童の居住する自治体の教育委員会との協議・調整を行う。
  - e 本設置校について、経営再建の見通しがないと最終的に判断した場合には、閉鎖命令の措置を講ずる。

#### (5) 情報公開について

学校設置会社としては、学校の教育の質等を担保するとともに、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者等から請求があった場合には、業務状況書類（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）の閲覧が業務時間内は何時でもできるよう対応する。

#### (6) 株式会社に学校の設置を認めるにあたって、当該株式会社に求められる一定の要件について

本町では、「学校設置認可基準」を制定する。主な要件として、「学校経営のための資産等を有すること（資産要件）」、「学校経営を担当する役員に学校経営の知識及び経験があること」、「学校経営を担当する役員に社会的信望があること」等を定める予定であり、株式会社に学校の設置を認可するにあたっては、その適合の確認について、審議会を設置して審議するものとする。

##### ①資産要件について

校地及び校舎の基本財産については、原則として自己所有であること。また、運用財産は、開設年度の年間経常経費の半年分に相当する

運用資金を有することを想定しており、当該株式会社は、本要件を満たす見込みであると判断しているものである。

②役員に求める「学校経営に必要な知識」及び「社会的信望」について

当該株式会社の役員については、公立学校及び私立学校の教諭として、現場での教育実践に携わった経験を持つことに加え、文部科学省海外派遣教員の経験を有す者や、幼児期から小学生の時期における英語バイリンガル教育について、専門的な知識を有する者もいる。

また、当該株式会社は、平成16年から幼稚部を開設し、現在は幼児期における基礎的な英語力や会話力の修得を目標とする認定こども園を運営し、その実践的な英語教育は高い評価を得ており、本町内外から110名の園児が通園している。

さらに、幼稚部で培った基本的な英語力を最大限に伸ばすためには、12歳までのバイリンガル教育を必要とする方針の下、また、保護者からの強い要望もあって、当該株式会社は平成21年から小学部（私塾）を開設し、現在、1学年から6学年まで、43名が在籍している。

ここでの教育の目標は、ネイティブレベルの英語力を修得し、英語で思考し表現を身に付けることとしているが、日本の文化や生活習慣を大切にしながら、日本語で学習する科目、英語で学習する科目に分かれ、常に日本語、英語の両方を学ぶ学習環境を整えており、子どもたちが将来中学に進学した時でも日本独自の教え方にも対応できるものとなっている。

以上の理由により、学校外ではあるが、教育施設としての自覚と責任に基づく運営がされていると認められると共に、役員为学校経営に必要な知識及び経験があり、社会的信望も高いものと判断したものである。